

確定申告で控除が受けられます

おむつ代が医療費控除されます

6か月以上寝たきりの状態で
常時紙おむつの使用が必要と認
められた場合、おむつにかかる
費用を医療費控除に含めること
ができます。

▼必要な書類 医療機関が発行
する「おむつ使用証明書」と「お
むつ代の領収書」

なお、前年度に引き続きおむ
つ代の医療費控除を受けられる
方は、要介護認定主治医意見
書で尿失禁が確認できる場合、
「おむつ使用証明書」に代わり、
町で交付する「内容確認証明
書」で代用することができます。

寝たきり高齢者等の障害者控除
対象者認定書の発行

障害者手帳をお持ちでない要
介護認定を受けている65歳以上
の方で、寝たきりや認知症によ
り障がい者等に準ずると認めら
れた方に、「障害者控除対象者
認定書」を発行します。確定申
告の際に提出することで障害者
控除を受けることができます。

▼対象となる方 要介護2以上
で要介護認定主治医意見書によ
り、町が知的障害者及び身体障
害者に準ずると認めた方（状態
確認が必要となりますので、事
前にお問合わせください）。
問 福祉課 ☎内線302・3
15・316

臨時福祉給付金の 申請期限が 迫っています

2月6日(月)までに申請を！

臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受
給者向け給付金の対象となる方は期限ま
でに申請をお願いします。

申請期限後の申請は、給付金が受けれ
なくなりますので、ご注意ください。

記入方法等がわからない場合は、お問
い合わせください。

問 福祉課 ☎内線303

固定資産税の 申告・届出は忘れずに

固定資産税は毎年1月1日に
土地・家屋及び償却資産を所有
されている方に課税されます。
次に該当する方で、町への申
告・届出がされていない場合は、
1月31日(火)までに申告・届
出をお願いします。

▼土地・家屋を所有されている
方

- 相続や贈与などにより土地・
家屋の納税義務者に変更が
あった場合
- 納税義務者が亡くなったの
に変更していない場合
- 家屋を取り壊した場合
- 未登記家屋を相続・売買等に
より取得された場合
- 家屋を平成28年中に新築・増
築され、町の家屋調査が済ん
でいない場合
- 土地や家屋の使用用途を変更
された場合



▼償却資産を所有されている方
1月1日現在の償却資産の状
況について（資産の種類・取得
価格・取得時期・耐用年数等）、
申告をお願いします。

なお、次に該当する場合は対
象になりません。

○税務会計において、耐用年数
1年未満または取得価格が
10万円未満の償却資産で、法
人税法等の規定により一時に
損金算入されたもの（いわゆる
小額償却資産）

○取得価格が20万円未満の減価
償却資産で、事業年度ごとに
一括して3年間で償却する場
合（いわゆる一括償却資産）
※償却資産とは、会社や個人で
工場や商店などを経営してい
る方が、その事業のために所
有している機械・器具・備品
などで、他の税（自動車・軽
自動車税等）の対象とならな
い有形固定資産をいいます。

▼その他

耐震改修した住宅の固定資産
税の減額、バリアフリー改修に
伴う減額、省エネ改修に伴う減
額、長期優良住宅にかかる特例
措置などの詳細については、税
務課へお問い合わせください。
問 税務課 ☎内線255・2
56

振り込め詐欺にご注意を！

「自分は大丈夫、だまされな
い」と思っていますか？
こんな時はすぐに警察に通報
を！

・息子や孫から、「携帯電話の
番号が変わった」、「今日中
にお金が必要だ」という連絡
があった。

・頼まれた振込先の口座名義人
は知らない人である。

・会社の人や知り合いが、「お
金を取りに行く」と言われた。

・警察官、金融機関等の職員を
名乗る者から、「キャッシュ
カードを預かります」と言わ
れた。

被害に遭わないための心構え

・携帯電話番号が変わったとい
う電話があったら、前の番号
に確認の電話を入れましょう。
・学校の同窓会名簿などを悪用
し、犯人が息子や孫の名前を
正確に把握していることがあ
ります。息子や孫から電話が
あったら、家族かどうかを確
認するための合言葉を決めま
しょう。



問 町民課 ☎内線237
大磯警察署 ☎(72) 01110